



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 18, 2021 年 12 月～2022 年 1 月)



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2021年12月～2022年1月）

### 内容

|   |    |
|---|----|
| A: EIOPA、サステナビリティにかかる中期の監督方針を公表（12月7日） .....        | 3  |
| B: EIOPA、保険引受における気候変動への適応にかかる調査を開始（12月7日） .....     | 4  |
| C: 英 FCA、消費者保護にかかる規制案を公表（12月7日） .....               | 5  |
| D: EIOPA、気候変動リスクの評価にかかるガイダンス案を公表（12月10日） .....      | 7  |
| E: 豪 APRA、IFRS17を踏まえた保険会社に対する資本規制案を公表（12月13日） ..... | 8  |
| F: EIOPA、2021年の金融安定レポートを公表（12月13日） .....            | 9  |
| G: EIOPA、保険ストレス・テストの結果を公表（12月16日） .....             | 10 |
| H: 英 FCA、気候関連の情報の開示にかかる規制を最終化（12月17日） .....         | 11 |
| I: EIOPA、LEIに関するガイドラインを改正（12月20日） .....             | 12 |
| J: 馬 BNM、デジタル保険会社の免許の枠組み案を公表（1月4日） .....            | 13 |
| K: WEF、2022年グローバル・リスク・レポートを公表（1月11日） .....          | 14 |
| L: 英 PRA、2022年の保険監督における6つの優先分野を特定（1月12日） .....      | 16 |

## A: EIOPA、サステナビリティにかかる中期の監督方針を公表（12月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年～2024年におけるサステナビリティ・リスクへの対応にかかる7つの優先課題を公表した。主な内容は以下のとおり。

| 優先課題                               | 概要   | 期待される主な成果物  |
|------------------------------------|--|---|
| 1. ESGリスクの保険会社の健全性枠組みへの取込み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、①ガバナンスやリスク管理に続き、自然災害にかかる負債の第1の柱における取扱い、②環境・社会目的に関連する、もしくは、それらの目的に対する危害と実質的に関連する投資、③気候レジリエントな保険商品、それぞれの分析を進める。</li> <li>• ソルベンシーIIの下での監督上の報告は、サステナビリティ・リスクに関する報告を含むよう、段階的に変更される。これは、健全性枠組みのすべての柱にサステナビリティを取り込むことを確保する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ソルベンシーIIにおける気候リスクの監督上の報告にかかる提案</li> <li>• 環境・社会目的、もしくは、それらの目的に対する危害と実質的に関連する資産や活動のソルベンシーIIにおける健全性上の取扱いの分析</li> <li>• 損保商品における気候変動に関連する適応施策の保険引受け上の実務と健全性上の取扱いに関する報告</li> <li>• 自然災害リスクの標準フォーミュラにおける資本チャージの再評価</li> </ul> |
| 2. ESGリスクのマクロおよびマイクロレベルの分析         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、移行リスクにかかる試行的なエクササイズに続き、気候関連の物理的リスクが保険会社に与える影響にかかる分析を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動にかかる保険ストレス・テストのメソッドロジー原則</li> <li>• 物理的リスクの分析に関する報告書</li> </ul>  |
| 3. サステナビリティ開示とサステナブルな事業活動の枠組みの促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、サステナビリティ関連の開示と報告に関するさらなるガイダンスを提供する。</li> <li>• 保険会社は、サステナビリティの選好を保険・年金商品に取り込むという課題に直面している一方で、監督当局は、グリーンウォッシングという課題に直面している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• サステナブル・ファイナンス開示規制（SFDR）およびタクソミー規制の下での開示と報告に関するガイダンス</li> <li>• グリーンウォッシングに対応するための措置に関する欧州委員会に対する助言</li> <li>• 保険募集のプロセスにおけるサステナビリティ関連の規程の適用に関するガイダンス</li> </ul>  |
| 4. EUにおけるESGリスクの監督と監督上のコンバージェンスの支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、気候関連のリスクの監督に関するガイダンスを策定し、また、ORSAにおける気候リスクの重要性評価とシナリオ分析について保険会社と議論する。</li> <li>• 気候リスクに関する議論は監督カレッジ会合において行われ、EIOPAは、段</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2の柱における気候関連のリスクの監督に関する監督上のハンドブック</li> <li>• ORSAにおける気候変動リスク・シナリオの利用の監督に関する適用ガイダンス</li> <li>• ESG商品に関するコストと過去のパフォーマンスの分析</li> </ul>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | 階的に、サステナブルな商品の提供の状況のモニタリングを開始する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESGのコンダクト・リスク（グリーンウォッシングを含む。）の監督に関するガイダンス</li> </ul>                                 |
| 5. プロテクション・ギャップへの対応                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>EIOPAは、自然災害に対する保険のプロテクション・ギャップに関する最初のEU全域のダッシュボードを完成させる。また、自然災害や気候関連のリスクに対する消費者の行動の分析を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害にかかる保険のプロテクション・ギャップのダッシュボード</li> <li>自然災害に対する保険にかかる消費者の行動や契約条項の分析</li> </ul>     |
| 6. 気候変動リスクに関する、オープン・ソースのモデルと利用の促進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>EIOPAは、自身がオープン・ソースのデータ・ハブとなることで、気候変動リスクのモデリングや管理をサポートすることを目指す。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>オープン・ソースの自然災害モデリングのツールの利用にかかる機会の分析</li> <li>統合的で包括的な損害填補のデータの収集を向上する方法の検討</li> </ul> |
| 7. サステナビリティ・リスクの評価と管理の国際的なコンバージェンスへの貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>EIOPAは、NGFS、SIF、IAISの一員として、シナジーを構築し、国際的な基準設定に貢献する。気候変動は、EIOPAの他国との対話のアジェンダにおいても重要な位置を占める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>気候リスクの金融監督等に関するEU/US対話</li> </ul>  |

インプリケーション：欧州における7つの課題は、いずれも、日本の保険セクターにとっても中期的な課題であると考えられる。例えば、気候変動にかかるストレス・テスト、サステナビリティ開示、ESGのコンダクト・リスクなど、各分野におけるEIOPAの今後の取組みは、日本における規制・監督の枠組みを考える上でも大いに参考になるものと見られる。また、ソルベンシーIIの第1の柱におけるESGリスクの取扱いについて、2021年10月に英国健全性規制庁（PRA）が公表したアプローチ<sup>1</sup>と類似するアプローチを採るのか否かなど、規制への取込みの方向性は注目に値する。さらに、記事Dで取り上げている気候変動リスクの評価にかかる今後の課題の一つであるツールやデータの利用可能性の観点から、「オープン・ソースのデータ・ハブ」の検討が進展することが期待される。

（出所）EIOPA ‘Sustainable finance activities 2022-2024’

## B: EIOPA、保険引受における気候変動への適応にかかる調査を開始（12月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、損保の引受とプライシングにおける気候変動への適応に関する試験的な調査を開始した。その概要は以下のとおり。
  - 背景：気候変動により、損保の一部のビジネス・ラインにおける物理的な引受リスクのエクスポージャーが増大すると考えられる。その結果、リスク・ベースの保険料は大幅に上昇し、それは、長期的には、保険の購買可能性と利用可能性に影響を及ぼし得る。気候関連の適応策は、保険契約者の物理的リスクへのエクスポージャーと損害填補の減少につながることから、購買可能性と利用可能性を維持するための主要なツールとなり得る。
  - 目的：①保険会社が気候関連の適応策を損保商品にどのように取り込んでいるかについて理解を深めること、お

<sup>1</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 16, 2021年10月～11月）」記事Fを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202111\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202111_ins_regulation.pdf)

よび、②責任準備金と損保の引受リスクに対するソルベンシー資本要件（SCR）における気候関連の適応策の健全性上の取扱いの適切性を評価すること。

- ▶ タイムライン：調査への参加を希望する保険会社は、2022年2月までにクエスチョネアに回答し、同年3月にインタビューを実施。

**インプリケーション**：本件は、記事Aで取り上げた2022年～2024年におけるサステナビリティ・リスクへの対応にかかる7つの優先課題の課題1に対応するものであると考えられる。EIOPAが健全性規制の枠組みにESGリスクをどのように取り込むのかは、日本における制度設計においても参考になるものと思料される。

（出所）EIOPA ‘Pilot Exercise on Climate Change Adaptation in Non-Life Underwriting and Pricing’

### C: 英 FCA、消費者保護にかかる規制案を公表（12月7日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2022年2月15日を期限として、「消費者に対する責務（Consumer Duty。以下、本記事では「CD」。）にかかる規制案を市中協議に付した。同規制案は、2021年5月に公表した市中協議案<sup>2</sup>を、寄せられたコメントを踏まえてアップデートしたもの。今後、今般の市中協議の結果を踏まえ、新たな規則を2022年7月末までに最終化する予定。
- CDにかかる規制案（ノンハンドブック・ガイダンス案）の主な内容は以下のとおり。

|          |   |
|----------|---|
| 性質       | <ul style="list-style-type: none"> <li>CDは、リテール金融市場において適用対象会社（以下、「金融機関」。）が消費者に対して向けるべき配慮（care）の基準を定めるもの。</li> <li>CDは、①消費者原則、②分野横断的な規則、③4つの成果（outcomes）、の3つで構成される。それぞれの概要は以下を参照。</li> </ul>   |
| 適用対象     | <ul style="list-style-type: none"> <li>CDは、すべての被規制金融機関のリテール消費者に対する商品およびサービスにかかる被規制および付随する活動に対して、商品やサービスの組成から販売や保全まで、ディストリビューション・チェーンについて適用される。</li> <li>「リテール消費者」の範囲について、例えば、保険の場合、事業会社に対して販売される再保険や大規模なリスクにかかる契約は対象外。</li> </ul>   |
| 消費者原則    | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者原則（原則12）：金融機関は、リテール消費者に良い成果（outcomes）をもたらすよう行動すべき。</li> <li>同原則の下、金融機関には、①消費者に良い成果をもたらすことを積極的に指向するとともに、消費者の利益をその活動の中心に置き、②消費者が得る成果に焦点をあて、③消費者の行動、および、提供する商品やサービスが消費者にもたらす成果を十分に理解し、④自らの行動が消費者の利益や金融目的に沿ったものであることを確保することなどが求められる。</li> </ul> |
| 分野横断的な規則 | <ul style="list-style-type: none"> <li>分野横断的な規則：金融機関は、①リテール消費者に対して誠実に行動し、②リテール消費者に対する予見可能な損害を回避し、③リテール消費者がその金融目的を追求できるようサポートすべき。</li> </ul>   |

<sup>2</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Aを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf)

|       |  |
|-------|--|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「誠実な行動」は、例えば、商品やサービスの設計段階では、ターゲット市場における消費者の目的やニーズをサポートし、公正な価値を提供する商品やサービスを設計することにより達成し得る。コミュニケーションの観点では、ベネフィットやリスクを適切に表示する公平な方法で情報を伝えることによって達成し得る。</li> <li>「予見可能な損害の回避」は、例えば、商品やサービスの設計段階では、商品やサービスがターゲット市場で販売されることを確保するとともに、商品やサービスが同市場のニーズ、特性、目的と合致していることを検証することなどによって達成し得る。コミュニケーションの観点では、商品やサービスの条項を明確に伝え、また、主要なリスクを説明することなどによって達成し得る。</li> <li>「金融目的の追求のサポート」は、例えば、商品やサービスの設計段階では、ターゲット市場において容易に理解し得る商品やサービスを設計し、また、解約を思いとどまらせるような不合理な水準に解約手数料を設定しないことなどによって達成し得る。</li> </ul>   |
| 4つの成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>4つの成果：①商品とサービス、②価格と価値、③消費者の理解、④消費者のサポート、の4つ。</li> <li>商品とサービス：商品やサービスの組成者は、例えば、①商品やサービスが対象とするターゲット市場の消費者を特定し、②ターゲット市場が弱い立場にある消費者（customers in vulnerable circumstances）を含むか否かを検討し、③商品やサービスがターゲット市場のニーズ、特性、目的と合致するよう設計されていることを確保し、④ターゲット市場に適した販売戦略を策定する。商品やサービスの提供者は、例えば、①提供するそれぞれの商品やサービスの販売にかかる取極めを作成し、②商品やサービスを理解し、③販売戦略を特定もしくは策定する。</li> <li>価格と価値：組成者は、例えば、①商品やサービスの組成時に、価格や価値の観点からどのようなベネフィットを提供するものであるかを検討し、②消費者が支払うすべてのコストや手数料を検討する。販売者は、例えば、商品やサービスの価値評価に関する情報を組成者から入手し、提供する商品やサービスの価値を理解する。</li> <li>消費者の理解：金融機関は、例えば、①消費者に対するコミュニケーションが適切な情報を提供するものであるかを考える際、自らを顧客の立場に置き、②主要な情報が明確かつ容易に入手できることを確保し、③ターゲット市場における消費者の特性を勘案し、そのニーズに合致するよう情報を提供し、④適切なタイミングで情報を提供する。</li> <li>消費者のサポート：金融機関は、例えば、①顧客が商品やサービスのライフサイクルを通じて適切にサポートされていることを確保し、②顧客が権利やオプションを行使する際に不合理な障害に直面しないようなサポートを提供し、③消費者に対するサポートが消費者に合理的でない追加コストを課すものでないことを確保し、④消費者のベースやターゲット市場のニーズに合致したサポートを提供することを確保する。</li> </ul> |

インプリケーション：「業界の考え方を根本的に変える」ものとして打ち出されている本規制案が目指すところは、基本的には、日本における「顧客本位の業務運営」が指向する方向性と一致していると考えられる。

（出所） FCA ‘FCA to introduce new Consumer Duty to drive a fundamental shift in industry mindset’

## D: EIOPA、気候変動リスクの評価にかかるガイダンス案を公表（12月10日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年2月10日を期限として、「ORSAにおける気候変動のマテリアリティ評価の実施と気候変動シナリオの利用に関するアプリケーション・ガイダンス」案を市中協議に付した。同ガイダンス案は、2021年4月に公表した「ORSAにおける気候変動リスク・シナリオの利用の監督にかかる意見」<sup>3</sup>のフォローアップとして位置付けられるもの。主な内容は以下のとおり。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p><b>マテリアリティ評価</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアリティ評価は、①ビジネス・コンテキストの定義、②気候変動がビジネスに与える影響を分析、③ビジネスへの関連性を評価、④重要な（material）リスクについてはシナリオ分析を実施し、重要でないリスクについてはその理由をORSAで説明、の4段階のステップから成る。</li> <li>ビジネス・コンテキストの定義は、例えば、影響を受けるビジネス・ラインやタイム・ホライゾン等の観点から、保険会社がどのように気候変動リスクに晒され得るかを定義する。ビジネスに与える影響は、気候変動リスクがエクスポージャーに与え得る影響を分析する。ビジネスへの関連性は、物理的リスクと移行リスクがそれぞれバランスシートの両側（資産、負債、SCR）にどのような影響を及ぼすかを評価する。その際、短期（1～5年）、中期（5～10年）、長期（10年超）のタイム・ホライゾンを勘案する。</li> <li>マテリアリティ評価の結果は、タイム・ホライゾン、影響度、確率の観点から成るマテリアリティ評価マトリックスで示すことができる。</li> </ul> |
| <p><b>気候変動シナリオ</b></p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ分析は、①シナリオの定義、②シナリオの気候変動リスクへの変換、③気候変動リスクの財務数値への変換、の3つのステップで構成される。</li> <li>シナリオについて、保険会社には、少なくとも2つ（2°C以下と2°C以上）の長期の気候シナリオを検討することが期待される。</li> <li>移行リスクについては、（a）IEAが提供するエネルギー技術に関するシナリオなど、必要となるハイレベルなシナリオを定義する、（b）シナリオのパラメータを定義する、（c）BAU（6°Cの温暖化）、ソフトな脱炭素（3～4°C）、野心的な脱炭素（2°C未満）など、シナリオの「野心度」を選択する、（d）破壊的（disruptive）、非線形など、シナリオのスピードを選択する、というプロセスとなる。</li> <li>物理的リスクについては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の代表的濃度経路（RCPs）や共通社会経済経路（SSPs）を用いる。</li> </ul>                                   |
| <p><b>今後の検討課題</b></p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>粒度：ツールやデータの利用可能性を理由として、粒度の高い分析はハードルが高い。また、不確実性を勘案すると、過度に詳細な分析が目的適合的であるかは疑わしい。</li> <li>ツールの利用可能性：オープン・ソースから得られるツールもあるが、限界や柔軟性の面で課題がある。より柔軟なツールもあるが、フィーの支払いを要する。</li> <li>目的適合的なツールとデータの選択：分析の目的に沿ったツールとデータを選択することが重要である。</li> </ul>  |

<sup>3</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Cを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf)

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>パラメータ：定義済みのパラメータか自身のパラメータのどちらを用いるか。それぞれにPros/Consがある。</li> </ul> |
|--|---|

インプリケーション：欧州の保険監督当局は、ORSAにおける気候変動にかかるシナリオ分析やストレス・テストの拡充に向けた取り組みを進めている。こうした動きは、欧州に拠点を有する日本の保険会社にも影響を及ぼし得る。加えて、このような「欧州版のORSA」がグローバル・スタンダードとなることも十分に想定される。

(出所) EIOPA ‘EIOPA consults on the application guidance on climate change risk scenarios in the ORSA’

## E: 豪 APRA、IFRS17 を踏まえた保険会社に対する資本規制案を公表 (12 月 13 日)

- オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、2022年3月31日を期限として、保険会社の資本規制および報告の枠組み、ならびに、生損保資本基準 (Life and General Insurance Capital Standards : LAGIC) の改正案を市中協議に付した。この改正は、オーストラリアの保険契約会計基準 (AASB 17 Insurance Contracts) が2023年1月に導入されることに対応するもの。
- 規制案の主な内容は以下のとおり。

|                 |  |
|-----------------|--|
| <b>資本規制の枠組み</b> | <p>【生損保共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制上の調整：業界への影響を最小限に留めるための調整。これらは、主に、AASB17では保険契約負債や資産に含まれるものの、現行会計では別の資産・負債として認識されている、会計上の発生項目 (accruals) について調整を設けるもの。</li> </ul> <p>【損保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用ベース：負債評価に、保険金請求処理コストおよび保険契約管理コストを含むすべてのコスト (一時費用を除く。) を含める。加えて、保険金請求処理コストと保険契約管理コストを明確に定義することで、それぞれの解釈の整合性を確保する。</li> <li>リスク・マージン：リスク・マージンの計算には、現行の規制上の要件を引き続き適用。APRAは、AASB17で求められるリスク調整とAPRAが求めるリスク・マージンはそれぞれ異なるものと整理。</li> <li>割引率：現行の規制上の割引率を引き続き適用。APRAは、割引率にかかる現行の要件は、主観性を最小化し、また、保険会社にとってより健全な結果をもたらすものであるため、現行の要件を維持することは適切であると整理。</li> <li>資本リスク・チャージ：基本的には、現行の規制上の要件を引き続き適用。ただし、CET1の計算における繰延税金資産・負債の取扱いを明確化。</li> </ul> <p>【生保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負債の評価：資本計算のメソドロジーは現行のまま。リスク・フリー最良推計負債 (RFBEL) は、AASB17ではなく、現行の評価アプローチを用いて計算。</li> <li>資本リスク・チャージ：基本的には、現行の規制上の要件を引き続き適用。オペレーショナル・リスクの資本チャージのベースは、現行の保険料収入からAASB17の保険収入に置き換えるのではなく、新たに定義する保険料収入とする。なお、法定資本および一般資本に対応する資産の</li> </ul> |
|-----------------|--|

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>評価における調整については別途検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資勘定の保険商品の負債（リスク・フリー最良推計負債）の評価：将来キャッシュフローの見積りではなく、アカウント・バランスを参照する現行のアプローチを引き続き用いることも可能。</li> </ul>  |
| 報告の枠組み      | <p>【生損保共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監督上の報告目的のため、例えば、損保についてはD&amp;O保険およびサイバー保険など、新たな商品グループを設ける。</li> <li>AASB17における財務指標をAPRAの商品グループに分類するための原則を設ける。</li> <li>保険負債の収益性やリスク・プロファイルを理解するため、負債にかかるいくつかの追加データ項目の提出を求める。</li> <li>資本の評価に必要ないくつかのデータ項目の提出を求める。</li> </ul> |
| LAGIC（資本基準） | <p>【生損保共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部モデルの使用：規制上の資本の計算には、内部モデルではなく、APRAが定める標準手法を用いる。</li> </ul>  |

インプリケーション：①資本規制の枠組みにおいて、健全性監督の観点から、会計上の取扱いに調整を加える、あるいは、会計上の取扱いと異なる取扱いを設けている点、②報告の枠組みにおいて、監督上必要な情報の報告を追加で求めている点、③資本基準において、内部モデルの利用を認めないこととしている点、の3つが特筆に値する。

（出所）APRA ‘APRA proposes changes to align capital and reporting frameworks for insurance with AASB 17’

## F: EIOPA、2021年の金融安定レポートを公表（12月13日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）が公表した金融安定レポートにおける主要なメッセージの概要は以下のとおり。
  - インフレ率は上昇を続けており、今後の数か月もその傾向が継続するものと予想される。他方で、多くの中央銀行は、その状況は一時的なものであり、2022年中には落ち着くと予想している。このような予期せぬインフレは、典型的な正のデフレーション・ギャップが存在することや、潜在的な保険カバーが実質ベースで提供されることなどから、損保にとっては大きなリスク要因となり得る。
  - 金融緩和の段階的な縮小、米国金利の上昇を受けたロックオン効果、長期国債のサステナビリティにかかる懸念は、欧州域内における金利の非対称な動きを生じさせ、スプレッドは拡大し得る。国債へのエクスポージャーが大きい保険会社は、国債価格のボラティリティに脆弱であるほか、信用スプレッドの拡大に負の影響を受け得る。
  - 長期金利の最近の上昇にもかかわらず、低金利環境は継続するものと考えられる。そのような環境下において、保険会社は、非流動性の資産やリスクの高い資産への投資を増加させ得る。
  - 保険会社の株価は、2021年の年初には他のセクターを上回っていたものの、現状は、他のセクターのパフォーマンスを下回っている。保険会社の株価は、パンデミック前の水準まで回復していない。
  - 欧州の保険セクターは、社債金利のショックと信用格付の低下というシナリオに対して一定程度のレジリエンスはあるものの、銀行が破綻するような場合には、銀行の社債へのエクスポージャーを通じて間接的に影響を受ける可能性がある。

- サイバー・リスクは欧州の保険セクターにとって最も重要なリスクの一つとなっているものの、その重要性に対する理解は依然として限定的で、データ収集やサイバー・リスクのモデル化には改善の余地がある。リモート・ワークの定着は、サイバー・セキュリティにかかる懸念を高めている。
- 欧州の多くの保険会社は、中央清算機関（CCPs）において清算されるデリバティブ取引を行っており、英国に所在するCCPsに対する一時的な同等性の失効についてどのような対応が行われるか注視が必要である。
- 保険会社の収益性とソルベンシー・ポジションは引き続き強固であるものの、2021年夏の自然災害は、保険セクターおよび社会全体に対する環境リスクの影響を気付かせた。また、重要性の観点から、ESGリスクは、保険セクターにとってトップ・リスクである。加えて、デジタルライゼーションに関連するリスクが高まると考えられている。

**インプリケーション：高リスク資産への投資の拡大、サイバー・リスクの脅威、ESGリスクなどは、日本の保険セクターにも共通するリスク要因であると考えられる。**

（出所）EIOPA ‘EIOPA highlights key risks for the insurance and pension sectors’

## G: EIOPA、保険ストレス・テストの結果を公表（12月16日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、第5回目の保険ストレス・テストの結果を公表した。主な内容は以下のとおり。
  - 目的：長期化する低金利環境の中で、Covid-19を受けた市場の混乱の下における欧州の保険セクターのレジリエンスを、資本および流動性の観点からそれぞれ評価すること。
  - シナリオおよび対象：「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事<sup>4</sup>を参照。
  - 結果：主な発見事項は以下のとおり。

|            |  |
|------------|--|
| <b>資本</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>SCRカバレッジ比率は、固定バランスシートではベースライン対比で▲92.1pp（125.7%）、制約バランスシートでは同▲78.6pp（139.3%）。固定バランスシートでは9社の保険会社のSCRカバレッジ比率が100%を下回ったものの、そのうち、マネジメント・アクションを考慮した7社は100%を上回る水準にまで回復した。</li> <li>2032年までにフェーズアウトする移行措置（TRFR、TTP）を勘案しない場合、固定バランスシートでは15社、制約バランスシートでは10社の保険会社のSCRカバレッジ比率が100%を下回った。</li> <li>脆弱性の主因はマーケット・ショック。いくつかの保険会社を除き、欧州の保険セクターはレジリエントであると言える。他方で、いくつかの保険会社は移行措置に助けられている面もある。</li> </ul> |
| <b>流動性</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ・レベルの流動性ポジションの評価や連結のための共通の枠組みが無いため、単体ベースで評価。</li> <li>全体的に、資本やソルベンシー・ポジションと比べると、流動性ポジションは保険セクターにとって懸念材料としては劣後する。大量解約・失効による資金流出は手持ちの現金ではカバーできないものの、流動性資産の売却で対応可能。</li> <li>マネジメント・アクションを考慮した後の負の流動性ポジションの80%以上は15社の単体の保険会社に集中している。</li> </ul>  |

<sup>4</sup> [https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf)

|                |   |
|----------------|---|
| マクロプル<br>デンシャル | <ul style="list-style-type: none"> <li>アセット・アロケーションにおいてリスク低減戦略を適用しているグループの数は8グループと限定的ではあるものの、社債や株式から国債へのシフト（約566億ユーロ）が観察された。</li> </ul> |
|----------------|---|

- 今後、EIOPAと各国の監督当局は、結果のさらなる分析を行う。その後、EIOPAは、監督上の提言の必要性について検討する。

**インプリケーション：**資本にかかるストレス・テストの結果について、「いくつかの保険会社は移行措置に助けられている面もある」と指摘している点は興味深い。これらの保険会社について、監督当局は、資本基盤の強化やビジネス・モデルの見直しなど、具体的なアクションを講じることを求めることを通じて、移行措置の終了を見据えた監督を行っていく必要がある。同様のことは、日本において新たなソルベンシー規制が導入された後の保険会社に対する監督についても言えよう。

（出所）EIOPA ‘EIOPA insurance stress test shows industry resilience but also reliance on transitional measures’

## H: 英 FCA、気候関連の情報の開示にかかる規制を最終化（12月17日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2021年6月に市中協議に付した、①スタンダード市場に上場する企業、②アセット・マネジャー、生命保険会社およびFCAの規制下にある年金基金、それぞれに対する気候関連の開示に関する監督上のステートメント案を最終化した。
- アセット・マネジャー、生保および年金基金に対する監督上のステートメントの主な内容は以下のとおり。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 適用対象                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>アセット・マネジャーおよびアセット・オーナーに対し、「TCFDの対象となるビジネス」（以下、本記事において「TCFDビジネス」。）との関連で適用。アセット・オーナーには保険会社を含む。保険会社のTCFDビジネスは、保険ベースの投資商品や個人年金スキーム等の提供。ただし、TCFDビジネスの規模が50億ポンドに満たない会社は除く。</li> </ul>   |
| 気候関連の<br>財務情報の<br>開示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象会社は、毎年6月末までに気候関連レポート（TCFDエンティティ・レポートおよびTCFD商品レポート。それぞれの概要は以下を参照。）を作成し、公表する。適格者からオンデマンドの要請を受けた場合、対象会社は、合理的な期間内に要請を受けた情報を提供する。</li> <li>対象会社は、気候関連の財務情報の開示がTCFD提言に沿ったものであることを確保する。</li> <li>基礎データのギャップやメソッドロジック上の課題が解消できない場合、対象会社は、測定指標や定量シナリオ分析等の情報を開示しない。他方で、対象企業には、代替データや前提条件を用いることによりそれらのギャップや課題に対応し、TCFD提言に沿った開示を行うことが期待される。対象会社は、ギャップや課題、および、それらへの対応方法を、気候関連レポートにおいて説明する。</li> <li>対象会社は、自身の気候関連レポートに、第三者の気候関連レポートにおける関係する開示情報へのハイパーリンクやクロスレファレンスを含めることができる。その場合、そうする理由等について説明する。ただし、第三者であるアセット・マネジャーのファンド戦略を用いてファンドを運営する保険会社は、当該第三者による開示への依拠の程度の適切性を検討する。対象会社は、TCFDエンティティ・レポートとTCFD商品レポート間でクロスレファレンスを用いることができる。</li> </ul> |
| TCFDエンティ<br>ティ・レポート  | <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略にかかる開示の一環として移行計画に関する開示を行う場合、ネット・ゼロにコミットしている国に本拠を有する対象会社は、移行計画の策定や開示においてそのコミットメントをどの程度勘案しているかを評価することが奨励される。そのコミットメントを勘案しない場合、その理由を説</li> </ul>   |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>明することが奨励される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ分析：対象会社は、気候関連のシナリオ分析に対するアプローチや、投資およびリスク・テイクにかかる意思決定のプロセスにおいてその分析をどのように適用したかなどを説明する。</li> <li>ターゲットおよびKPIs：対象会社は、気候関連のリスクと機会にかかるターゲット（進捗管理に用いるKPIsを含む。）について説明する。ターゲットを設定していない場合、その理由を説明する。</li> <li>グループによる開示への依拠：対象会社は、グループに属する場合、自身に関連する程度において、グループの開示に依拠することができる。その場合、自身のTCFDエンティティ・レポートにおいて、クロスレファレンスを入れるとともに、依拠することとした理由を説明する。</li> <li>コンプライアンス：対象会社のTCFDエンティティ・レポートは、本規制において求められる要件を満たしていることを確認する、上級経営陣によってサインオフされたステートメントを含む。</li> </ul>  |
| TCFD商品レポート | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象会社は、TCFD商品レポートを、承認を受けたファンド（authorised fund）の年次もしくは半期報告、定期的なクライアント報告、有配当保険報告などに含める。</li> <li>気候関連の財務開示の義務を果たすためにオンデマンドの情報を必要とする顧客は、対象会社にそれを求め、また、対象企業からその情報を受領する資格を有する。</li> <li>TCFD商品レポートは、温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1～3）、カーボン・フットプリント、加重平均炭素強度（WACI）などの定量情報を含む。TCFD商品に対する対象会社のアプローチがエンティティ・レポートに対するアプローチと大きく異なる場合、その旨を開示する。</li> <li>TCFD商品レポートが炭素強度の高いセクターに対して高いエクスポージャーを有するTCFD商品と関係する場合、対象会社は、それらの商品の裏付け資産に対して気候変動がどのような影響を与えるか、最大のドライバーは何か、定量的なシナリオ分析にかかる情報を開示する。</li> <li>対象会社は、可能な範囲で、Climate VaR、示唆的な気温上昇（温暖化ポテンシャル）（implied temperature rise）指標などのTCFD商品と気候温暖化シナリオの関係を示す測定指標を開示する。</li> </ul> |
| 適用開始時期     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模会社（アセット・オーナーの場合はAUM250億ポンド超）については2022年1月、それ以外の会社（AUM50億ポンドの最低基準を超える会社）についてはその1年後。</li> </ul>  |

インプリケーション：移行計画やスコープ1～3の温室効果ガス（GHG）排出量、示唆的な気温上昇などの開示を求めることとしている点は、TCFDが2021年10月に公表した「測定指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」や「TCFD提言に関する実施ガイダンス」の改正<sup>5</sup>に即したものであると言える。今後、各国においても開示項目の規制化が進展するものと推察される。

（出所）FCA ‘FCA’s new rules on climate-related disclosures to help investors, clients and consumers’

## I: EIOPA、LEIに関するガイドラインを改正（12月20日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年3月に市中協議に付したLEI（取引主体識別子）に関するガイドライン

<sup>5</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 16, 2021年10月～11月）」記事Bを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202111\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202111_ins_regulation.pdf)

の改正案を最終化した。新ガイドラインの適用開始時期は2022年7月1日。

- 主な変更の一つは、LEIを取得すべき者を明確化した点。具体的には、新ガイドラインでは、「①（再）保険会社、②最終親会社とグループ内のすべての保険会社（第三国の保険会社を除く。）、③第三国の保険会社が欧州経済領域（EEA）内に設立した支店、④一定規模以上の職域年金基金（IORPs）、⑤EEA域内で監督に服する、クロスボーダーでビジネスを行う仲介業者（自然人を含む。）、等が対象である旨を明記。（旧ガイドラインでは、「①監督下にあるすべての機関、②ソルベンシーII指令に基づき報告を行う機関については、グループ内のすべてのエンティティ」についてLEIの取得が必要であると規定。）
- 同ガイドラインは、LEIの利用方法については規定しておらず、報告や開示におけるLEIの利用については、今後策定もしくは改正される法令によって規定される予定。LEIの利用に関し、EIOPAは、クロスボーダーで活動するエンティティのデータの分類や合算にLEIを用いることは有益であるほか、高品質で、信頼性があり、比較可能なデータは、金融安定に対するリスクの特定、評価、モニターおよび報告などに資するものである、と述べている。

**インプリケーション：今後、保険監督においてLEIがどのように利用されていくこととなるのか、欧州の取組みのグローバルへの波及の可能性も含め、注目に値するテーマの一つであると考えられる。**

（出所）EIOPA ‘EIOPA issues revised Guidelines on Legal Entity Identifier’

## J: 馬 BNM、デジタル保険会社の免許の枠組み案を公表（1月4日）

- マレーシア中銀（BNM）は、変化する個人や企業の保障のニーズに応え、より包括的で多様な保険およびタカフル市場に進化することを目的に、2022年2月28日を期限として、デジタルの保険会社およびタカフル事業者（Digital Insurance and Takaful Operators：DITOs）に対する免許の枠組み案を市中協議に付した。
- BNMは、DITOsへの免許の付与は、低所得者層における保険やタカフルのさらなる浸透、高齢者に対する長期の介護保障の提供の拡大、事業中断やサイバーの脅威などに対する新たなリスクに対する小規模企業の事業の保障などを通じて、マレーシアにおけるプロテクション・ギャップに対応することで、既存の保険会社を補完するものとなることを期待している。
- 枠組み案の概要は以下のとおり。なお、既存の保険会社が新たにDITO子会社を設立する場合には、本枠組みにより免許を受ける必要があるものの、既存のビジネス・オペレーションをデジタル化する場合はその限りではない。また、DITOsの健全性やコンダクトにかかる規制は別途策定される予定。

| 参入の要件 |   |
|-------|---|
| 価値提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• DITO申請者は、マレーシアにとって有意な価値（長期的な社会および経済上のベネフィット）を提供することを示すことが求められる。具体的には、①インクルージョン、②競争、③効率性の3つの分野において持続可能な方法で価値を提供することをコミットすることが求められる。</li> <li>• インクルージョン：プロテクション・ニーズが適切に満たされていない顧客の財務レジリエンスの向上。デジタル技術は、顧客のニーズに対応する手頃な価格の商品の開発や販売、顧客アクセスの向上を通じて、保険とタカフルの普及を促進し得る。また、DITOsには、プロテクション・ギャップを埋めることが期待される。</li> <li>• 競争：消費者の多様なプロテクション・ニーズに応えるための、より革新的なソリューションの導入。DITOsは、先進的なデジタル技術を利用して、より革新的なソリューションを提供し、付加価値</li> </ul> |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>値のあるサービスやより良い顧客体験を提供し得る。DITOsには、革新的な商品やサービスの提供を通じて、保険およびタカフル市場に一層のイノベーションをもたらすことが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率性：摩擦のない消費者体験や大幅な消費者コストの削減の実現。保険およびタカフル業界は、ターンアラウンド・タイムの短縮や一層のコスト削減においてデジタル技術を活用し得る。DITOsには、顧客により良い価値や顧客体験を提供するため、バリュー・チェーンに一層の効率化をもたらすことが期待される。</li> </ul>   |
| ビジネス・モデル      | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険およびタカフル事業をデジタルで営む会社はDITOsとして免許を受ける必要がある。それには、リスク・シェアリング・スキームを提供する者（クラウド・シェアリング（crowd-sharing）、相互プロテクション、P2Pなど）が含まれる。</li> <li>リスク・シェアリング・モデルは、低所得者層や地方の在住者のニーズに適合した保険商品を手頃な価格で提供するなど、他のマーケットでは、金融包摂や保険の浸透を高めた成功例もある。BNMは、本枠組みの中でリスク・シェアリング・モデルを検討することや、今後、そうしたモデルに対する規制の枠組みの構築を検討することも視野に入れている。他方で、マーケット・コンダクトや消費者保護の分野では、リスク・シェアリング・スキームを提供するDITOsには既存の規制を適用することを考えている。</li> </ul> |
| 最低払込資本要件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>BNMは、例えば、参入時の最低払込資本要件は40百万RMに設定するなど、DITOsに対してより低い資本要件を課すことを検討している。これにかかわらず、DITOsには、リスク・ベースのソルベンシー規制を満たすことが求められる。</li> </ul>   |
| その他の要件        |  |
| 設立後一定期間の取扱い   | <ul style="list-style-type: none"> <li>上述の参入時の最低払込資本要件に加え、設立後一定の期間が経過するまでの間、リスクの程度に応じた健全性およびコンダクト要件の柔軟な適用を検討。</li> <li>他方で、オペレーションの中断やサイバーの脅威に対する技術的なレジリエンスを確保するために必要な追加的な要件を課すことも検討。</li> </ul>   |
| 物理的なアクセス・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>免許を受けたDITOは、マレーシアに登録された事務所を設立しなければならない。他方で、DITOsは基本的にデジタルで運営されることが期待されるため、事務所は、①BNMとのコミュニケーションの窓口、②顧客に対する対面での苦情対応、③当局による犯罪調査等の目的での利用に限定される。</li> </ul>  |

インプリケーション：本市中協議文書は、デジタルの保険会社およびタカフル事業者のための免許の枠組みを別途設けることを提案するものである。参入の要件として、マレーシアにとっての価値の提供が求められている点はユニークであり、外国企業の参入がどこまで見込まれるのかが不透明であるものの、本枠組みを通じてマレーシアの保険およびタカフル市場のデジタル化がどの程度進展するのか、注目に値する。

（出所）BNM ‘Discussion Paper on Licensing Framework for Digital Insurers and Takaful Operators’

#### K: WEF、2022年グローバル・リスク・レポートを公表（1月11日）

- 世界経済フォーラム（WEF）が公表した2022年グローバル・リスク・レポートは、気候変動やサイバーの脅威、リスクの低減について、以下のように述べている。

- 気候変動：技術、経済、社会の変化の複雑性の大きさや現在のコミットメントの不十分さから、2050年までのネット・ゼロ目標を達成するための移行が無秩序的になる可能性がある。性急な環境政策の採択は、自然にとって意図せざる結果をもたらし得る。社会へのインプリケーションを勘案しない移行は、国内および国家間の格差を悪化させ得る。
- サイバーの脅威：サイバー攻撃の容易さ、より攻撃的な手法の利用可能性、サイバー・セキュリティの専門家の不足、パッチワーク的なガバナンス体制がリスクを高めている。
- リスクの低減：AI、宇宙開発、クロスボーダーのサイバー攻撃と誤情報、移住と難民の4つの分野については、リスクの低減のための取組みが未だ開始されていないか初期段階にある。他方で、貿易の円滑化、国際的な犯罪、大量破壊兵器の分野については、リスク低減の取組みが確立されている、もしくは、実効的である。

■ 同レポートにおいて調査の結果特定されたグローバルなトップ・リスクは以下のとおり。（※下段の（ ）内は2021年のトップ・リスク。）

|    | 短期的リスク<br><0～2年>               | 中期的リスク<br><2～5年>                       | 長期的リスク<br><5～10年>                    |
|----|--------------------------------|--|--------------------------------------|
| 1  | 異常気象<br>(感染症の広がり)              | 気候変動への対応の失敗<br>(資産バブルの崩壊)              | 気候変動への対応の失敗<br>(大量破壊兵器)              |
| 2  | 生活破綻<br>(生活破綻)                 | 異常気象<br>(重要情報インフラとネットワークの機能停止)         | 異常気象<br>(国家の崩壊または危機)                 |
| 3  | 気候変動への対応の失敗<br>(異常気象)          | 社会的結束の浸食<br>(物価の不安定化)                  | 生物多様性の喪失<br>(生物多様性の喪失)               |
| 4  | 社会的結束の浸食<br>(サイバー・セキュリティ対策の失敗) | 生活破綻<br>(コモディティ・ショック)                  | 天然資源危機<br>(テクノロジーの進歩による悪影響)          |
| 5  | 感染症の広がり<br>(デジタル格差)            | 主要経済国の累積債務危機<br>(主要経済国の累積債務危機)         | 人為的な環境災害<br>(天然資源危機)                 |
| 6  | メンタルヘルスの悪化<br>(長期化する経済停滞)      | 人為的な環境災害<br>(国家間の紛争)                   | 社会的結束の浸食<br>(社会保障制度の崩壊または欠如)         |
| 7  | サイバー・セキュリティ対策の失敗<br>(テロ攻撃)     | 地経学上の対立<br>(国家間の関係悪化または破砕)             | 非自発的移住<br>(国際機関の崩壊)                  |
| 8  | 債務危機<br>(広がる若者の幻滅感・虚脱感)        | サイバー・セキュリティ対策の失敗<br>(サイバー・セキュリティ対策の失敗) | テクノロジーの進歩による悪影響<br>(国際的に重要な産業や企業の崩壊) |
| 9  | デジタル格差<br>(社会的結束の浸食)           | 生物多様性の喪失<br>(テクノロジー統治の失敗)              | 地経学上の対立<br>(気候変動への対応の失敗)             |
| 10 | 資産バブルの崩壊<br>(人為的な環境災害)         | 資産バブルの崩壊<br>(戦略資源の政治利用)                | 地政学的な資源の論争<br>(科学への反発の広がり)           |

インプリケーション：金融セクターとの関係では、例えば、「気候変動への対応の失敗」が中長期的なトップ・リスクと認識されていることは、ネット・ゼロに向けた秩序的な移行の実現可能性について楽観的ではない見方が多いことを示唆しているものと考えられる。また、現在、段階的に取り組みが開始されている生物多様性の喪失については、そのリスクが5～10年でより顕在化すると認識されていることが伺える。さらに、地経学上の対立が中期的に顕在化すると考えられていることも注目に値する。

(出所) World Economic Forum ‘Global Risk Report 2022’

## L: 英 PRA、2022 年の保険監督における 6 つの優先分野を特定（1 月 12 日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、①財務のレジリエンス、②オペレーショナル・リスクとレジリエンス、③気候変動から生じる財務リスク、④規制の変更、⑤第三国の支店の認可、⑥ダイバーシティとインクルージョン、の6つを、2022年の保険監督における優先課題として特定した。それぞれの概要は以下の通り。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>1. 財務のレジリエンス</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、（Covid-19が）ポートフォリオにおける信用リスクや商品の提供に及ぼす影響を注視する必要がある。</li> <li>いくつかの生命保険会社は、負債見合いの資産をスプレッドの大きい資産に投資することにより、長期の年金ビジネスの引受の収益性を高めている。これは、信用リスクや集中リスク、また、流動性リスクへのエクスポージャーが拡大していることを意味する。保険会社は、そのことを十分に理解し、適切なリスク管理を行う必要がある。</li> <li>保険会社には、様々なシナリオにおいて経済的および社会的なインフレが財務のレジリエンスに与える影響を検討し、健全な準備金の積立にかかる意思決定において勘案することが期待される。</li> <li>損保は、英国金融行為規制機構（FCA）が2021年5月に最終化した不適切なプライシングの慣行にかかる規制<sup>6</sup>が自身のビジネス・モデルに与える影響を管理することが期待される。PRAは、その動向をモニターする。</li> <li>保険セクターの財務的なレジリエンスは、2022年保険ストレス・テスト<sup>7</sup>において評価される。</li> </ul> |
| <p>2. オペレーショナル・レジリエンスとリスク</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、サイバーの脅威に対するセキュリティ・コントロールとケイパビリティを整備することが期待される。また、会社の規模に関わらず、サイバーの脅威に対するレジリエンスをテストすることが奨励される。</li> <li>保険会社は2022年3月末までに、重要なビジネス・サービスを特定し、それらについて影響の許容度を設定し、シナリオ・テストを行わなければならない<sup>8</sup>。</li> </ul>   |

<sup>6</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Iを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf)

<sup>7</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 13, 2021年7月～8月）」記事Lを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202108\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202108_ins_regulation.pdf)

<sup>8</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Gを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf)

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、外部委託の取極めのリストを最新のものに更新し<sup>9</sup>、また、外部委託先が提供するサービスが影響の許容度内に留まっていることを確保しなければならない。</li> </ul>   |
| 3. 気候変動から生じる財務リスク   | <ul style="list-style-type: none"> <li>PRAは、気候変動がもたらす財務リスクの監督を、中核的な監督アプローチに取り込む。そのアプローチは、2021年気候ストレス・テスト<sup>10</sup>によって収集した情報も踏まえて構築される。</li> <li>保険会社による気候関連の財務リスクの管理の評価は、監督サイクルのすべての関連する要素に取り込まれる。保険会社は、気候関連の財務リスクの管理において、フォーワードルッキングで、戦略的で、野心的なアプローチを採るべきである。保険会社による取組みが十分でない場合、監督上のツールの利用を検討する。</li> </ul> |
| 4. 規制の変更            | <ul style="list-style-type: none"> <li>PRAは、ソルベンシーIIの見直しに関して政府（財務省）と作業を継続しているところ。また、保険セクターのためのターゲットを絞った破綻処理の枠組みの策定も行っている。加えて、保険リンク証券（ILS）のピークルやその他のホールセル保険会社の認可のアプローチがリスクに対応したものとなるよう、その改善に向けた検討を行っている。</li> </ul>   |
| 5. 第三国の支店の認可        | <ul style="list-style-type: none"> <li>PRAは、第三国の保険会社の在英支店の認可のプロセスを進めていく。</li> </ul>  |
| 6. ダイバーシティとインクルージョン | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、2021年7月のダイバーシティとインクルージョンにかかる市中協議文書<sup>11</sup>を踏まえ、ダイバーシティとインクルージョンに取り組むことが期待される。</li> </ul>   |

インプリケーション：①～③は日本の保険セクターにおいても重要な分野であると考えられる。また、ダイバーシティとインクルージョンが6つの優先分野の一つとして取り上げられていることは非常に興味深い。

（出所）PRA ‘Letter from Anna Sweeney and Charlotte Gerken ‘Insurance Supervision: 2022 priorities’

<sup>9</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Hを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf)

<sup>10</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Mを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf)

<sup>11</sup> 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 12, 2021年6月～7月）」記事Hを参照。

[https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107\\_ins\\_regulation.pdf](https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf)

## 執筆者

**小林 晋也 / Shinya Kobayashi**

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

**小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事)**

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスで、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**